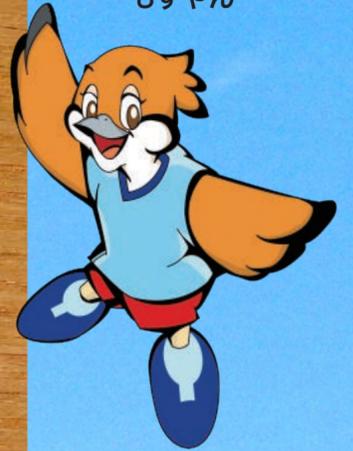


事業主の皆様

兵庫県・大阪府・京都府・府県内全市町村

特別徴収へのご協力 ありがとうございます。

大阪府
広報担当副知事
もずやん

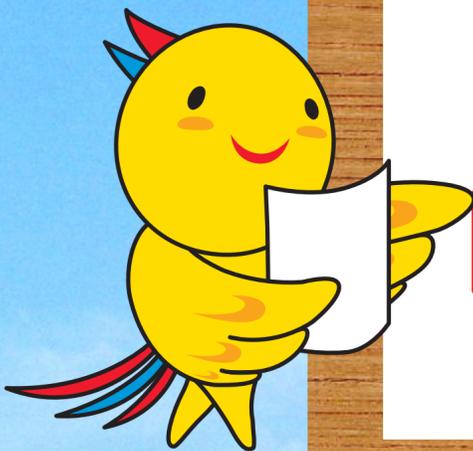


氏名：兵庫 太郎

給与明細（平成30年6月分）

給与支給額	200,000 円
所得税	3,700 円
社会保険料計	28,400 円
住民税	7,700 円
差引総支給額	160,200 円

兵庫県マスコット はばタン



©京都府 まゆまる
2852010



平成30年度から 個人住民税の天引きを 完全実施していただきます！

地方税法では、従業員の方の個人住民税は、毎月の給与から事業主の方が差し引いて市町村へ納める特別徴収（天引き）が原則です。

特別徴収の実施に向けて、ご準備をお願いします。

詳しくは、兵庫県・大阪府・京都府ホームページをご覧ください。

兵庫県 特別徴収

検索